

修正後	修正前
<p style="text-align: center;">国 営 技 第 6 号 平成 13 年 2 月 15 日 最終改定 国 営 整 第 204 号 令和 3 年 3 月 25 日</p> <p style="text-align: center;">建築工事監理業務委託共通仕様書</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>1. 1 (略)</p> <p>1. 2 用語の定義 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 「検査職員」とは、工事監理業務の完了の確認及び部分払の請求に係る出来形部分の確認を行う者で、契約書第 26 条の規定に基づき、発注者が定めた者をいう。</p> <p>3. ～27. (略)</p> <p>第 2 章 工事監理業務の範囲 (略)</p> <p>第 3 章 業務の実施</p> <p>3. 1～3. 16 (略)</p> <p>3. 17 履行期間の変更</p> <p>1. 受注者は、契約書第 19 条の規定に基づき、履行期間の延長変更を請求する場合は、延長理由、延長日数の算定根拠、業務工程計画を修正した業務計画書、その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、契約書第 14 条、第 19 条及び第 20 条の規定に基づき、履行期間を変更した場合は、速やかに業務工程計画を修正した業務計画書を提出しなければならない。</p> <p>3. 18 債務不履行に係る履行責任</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 検査職員が指示した期間内に債務不履行に対する履行が完了しなかった場合は、発注者は、契約書第 26 条第 2 項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。</p> <p>3. 19 検査</p> <p>1. 受注者は、契約書第 26 条第 1 項の規定に基づいて、発注者に対して、業務完了届の提出をもって業務の完了を通知する。</p> <p>2. ～3. (略)</p>	<p style="text-align: center;">国 営 技 第 6 号 平成 13 年 2 月 15 日 最終改定 国 営 整 第 204 号 令和 3 年 3 月 25 日</p> <p style="text-align: center;">建築工事監理業務委託共通仕様書</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>1. 1 (略)</p> <p>1. 2 用語の定義 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 「検査職員」とは、工事監理業務の完了の確認及び部分払の請求に係る出来形部分の確認を行う者で、契約書第 25 条の規定に基づき、発注者が定めた者をいう。</p> <p>3. ～27. (略)</p> <p>第 2 章 工事監理業務の範囲 (略)</p> <p>第 3 章 業務の実施</p> <p>3. 1～3. 16 (略)</p> <p>3. 17 履行期間の変更</p> <p>1. 受注者は、契約書第 18 条の規定に基づき、履行期間の延長変更を請求する場合は、延長理由、延長日数の算定根拠、業務工程計画を修正した業務計画書、その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、契約書第 14 条、第 18 条及び第 19 条の規定に基づき、履行期間を変更した場合は、速やかに業務工程計画を修正した業務計画書を提出しなければならない。</p> <p>3. 18 債務不履行に係る履行責任</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 検査職員が指示した期間内に債務不履行に対する履行が完了しなかった場合は、発注者は、契約書第 25 条第 2 項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。</p> <p>3. 19 検査</p> <p>1. 受注者は、契約書第 25 条第 1 項の規定に基づいて、発注者に対して、業務完了届の提出をもって業務の完了を通知する。</p> <p>2. ～3. (略)</p>

修正後	修正前
<p>4. 受注者は、契約書第28条の規定に基づく部分払の請求に係る出来形部分の確認の検査を受ける場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について調査職員の指示を受けるものとし、当該請求部分に係る業務は、次の(1)及び(2)の要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 調査職員の指示を受けた事項がすべて完了していること。</p> <p>(2) 契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了していること。</p> <p>5. ～6. (略)</p>	<p>4. 受注者は、契約書第27条の規定に基づく部分払の請求に係る出来形部分の確認の検査を受ける場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について調査職員の指示を受けるものとし、当該請求部分に係る業務は、次の(1)及び(2)の要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 調査職員の指示を受けた事項がすべて完了していること。</p> <p>(2) 契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了していること。</p> <p>5. ～6. (略)</p>